



日薬業発第77号
平成29年5月31日

都道府県薬剤師会
学術関係担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 鈴木 洋史

日薬学術大会における一般演題募集に際しての
倫理的配慮に関する確認について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、臨床・疫学研究の実施にあたっては、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に則って進めることが求められております。人を対象とする研究の場合、発表形態を問わず、研究を開始する以前、すなわち研究計画を立てる時点で倫理審査を受けることが医療の世界では当然視されてきています。

このような状況に鑑み、日薬学術大会の一般演題（口頭発表、ポスター発表）の投稿者に対しても、「倫理審査を受けましたか」等の確認（チェックボックスの設置等）を、2019年（平成31年）10月開催の第52回大会（山口）より行うことを決定いたしました。研究倫理に関する研修の受講や研究計画の立案に必要な期間、倫理審査を受ける期間、および研究の実施期間として2年程度は必要との判断から、第52回大会（山口）から実施することとした次第です。第52回大会以降は、倫理審査が必要であるにも関わらず、審査を受けていない研究については発表ができなくなりますので、これより2年をかけて会員に周知していく必要があります。本年の第50回大会（東京）より、その前段階として、利益相反状態の開示を求めており、発表資料に利益相反の有無のスライドを含めることを必須としています。この取り組みもその一環であるにご理解ください。

第52回大会（山口）から倫理審査を受けたかどうかの確認を実施するにあたり、本会といたしましても会員への周知に努めてまいります。まずは別添のとおり、研修の受講、倫理審査を受ける必要性を呼び掛けるチラシを作成し、日本薬剤師会雑誌（2017年8月号、9月号）への封入、第50回大会（東京）での配布等を行う予定です。

つきましては、会務ご多用のところ恐縮に存じますが、貴会会員へご周知くださるようお願い申し上げます。